

## 日本スポーツ社会学会 電子ジャーナル委員会細則

### (目的)

第1条 日本スポーツ社会学会は、電子ジャーナルの発行及びその円滑な運営のために、電子ジャーナル委員会（以下、本委員会）を設置する（「日本スポーツ社会学会会則」第15条(5)）。

### (業務)

第2条 本委員会は、電子ジャーナルの発行、削除、修正等の運営に関する業務を行う。ただし、電子ジャーナルの削除、修正に関する事項については、学会誌「スポーツ社会学研究」の編集権にかかわることから、編集委員会が最終的な決定権を持つ。

### (構成)

第3条 本委員会は、委員長1名と委員若干名から構成される。委員長及び委員は理事の中から選出され、理事会の議を経て会長が指名する。また、必要に応じて理事以外の会員を委員とすることができる。さらに、データの確認作業のために、ワーキンググループ（若干名）を組織することができる。

### (作業)

第4条 本委員会は、別途定める「「スポーツ社会学研究」（電子ジャーナル）発行に関する規程」に従い、電子化にかかわる作業を行う。

第5条 本委員会は、事務担当が作成した電子ジャーナル・データのチェック作業を行う。

### (権限)

第6条 本委員会は、電子ジャーナルを削除、修正するにやむを得ない状況が発生したとき（「「スポーツ社会学研究」（電子ジャーナル）発行に関する規程」の「電子ジャーナルの削除、修正について」の項参照）、編集委員会の許諾を得て削除、修正することができる。その後、修正記事（エラータ）にて報告を行う。修正記事の様式については、科学技術振興機構の総合電子ジャーナルプラットフォーム J-Stage の定めに従う。

第7条 電子化の過程で発生した Web 情報の誤植等の修正については、委員長の権限で修正を行う。

### (改廃)

第8条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

### (付則)

本細則は2016年4月1日より施行する。

2017年9月10日 一部改訂